平成２０年（フ）第５２６号
兵庫県西宮市甲子園口３丁目４―12―201、開始決定時の住所兵庫県明石市魚住町清水2144番地　サーパス明石土山205号
破産者　水元　幸輝
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第１１号
兵庫県明石市大久保町松陰1115―１―102、開始決定時の住所兵庫県明石市大久保町谷八木402―31
破産者　宮脇　基博
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第１２７号
兵庫県明石市魚住町金ヶ崎299番地　レオパレスフレンズⅡ107号
破産者　岡本　耕治
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２０年（フ）第７０号
熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字立野1538番地３、開始決定時の住所熊本県阿蘇郡高森町大字上色見1388番地１
破産者　楢木野美幸
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２０年（フ）第３５８号
群馬県前橋市柏倉町634番地５
破産者　野口　英世
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第２１３号
群馬県前橋市新前橋町１番地17　ホーユウパレス新前橋404号
破産者　高木　紀行
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２０年（フ）第１２４号
山形県新庄市大字本合海2533番地、前住所東京都江東区亀戸２丁目31番２号ＮＩＫＯハイム亀戸301
破産者　鳥海　敏夫
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２１年（フ）第８９号
水戸市島田町32番地の１
破産者　関　　一成
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２０年（フ）第８１６号
仙台市泉区将監９丁目１番９―501号、開始決定時の住所宮城県黒川郡富谷町成田４丁目28番地１　グリーンヒルズＥ102
破産者　遠藤　健一
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１７号
宮城県登米市米山町西野字上小路裏20番地
破産者　後藤　和子
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２１年（フ）第１９号
宮城県登米市中田町浅水字中川面22番地２
破産者　三浦　　規
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２０年（フ）第１７９号
福島県喜多方市松山町村松字常盤町2744番地
破産者　佐瀬　文子
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２０年（フ）第２３３号
茨城県下妻市下木戸452番地３、開始決定時の住所茨城県常総市本石下4948番地
破産者　大里　　満
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２０年（フ）第４２０４号
大阪市西成区山王１丁目７番９号　コンフォートコート403、開始決定時の住所大阪府八尾市山城町２丁目１番７―1407号
破産者　大田　嘉昭
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第４３１１号
大阪市東成区大今里南１丁目５番22号　トミハイム102号、開始決定時の住所大阪市天王寺区小橋町３番10―801号
破産者　竹田　　治
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９０１５号
大阪府東大阪市渋川町１丁目14番５号
破産者　岡本　　明
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９４５０号
大阪府吹田市佐竹台１丁目５番５―404号、開始決定時の住所大阪府吹田市桃山台１丁目１番Ｃ１―409号
破産者　中内　　弘
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１７３号
大阪市城東区関目２丁目18番103―501号
破産者　古谷　綱康
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２１４号
大阪府箕面市小野原東６丁目16番23―206号
破産者　長野千穂子
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部